

瀬波まちづくり支援助成金説明会開催 ～支援助成金の申請方法は～



(パートナー)のロゴマーク
市民協働のまちづくり

5月16日(月)、瀬波児童館で支援助成金の説明会が行われました。この制度は、当協議会が、瀬波地区の各町内(集落)が行っている地域コミュニティーを創出する事業や環境美化運動等に対して定額助成金を交付するもので、昨年度は総額で1,445,000円が交付されています。

説明会には各区長や各種団体の代表など約40名が出席し、5年目となるこの制度について、概要や手続きの方法等を再度確認しました。



●平成28年度の主な変更点

・各町内(集落)支援助成金について、地域交流支援事業において、年間で複数事業を行う場合、35,000円から40,000円に、環境美化運動支援事業においては、15,000円から20,000円に変更

【詳しい内容は裏面をご覧ください】

「せなみスポーツ玉入れ」を開催します！！

日時：7月3日(日)午前9時より(午前8時30分より受付開始)

場所：勤労青少年ホーム体育館

1～4位の入賞チームには賞状と景品あり！！

※募集の詳細については、各町内(集落)の瀬波地区青少年健全育成会育成委員長を通じて、6月中旬ころ募集します。皆さんの参加お待ちしております。



保健医療課からのお知らせ

特定健診(集団健診) 勤労青少年ホームで行います！

日にち	受付時間
6月8日(水)	午前9:00～10:30 午後1:00～3:00

都合のつかない方は、別会場でも、個別健診でも受けることができます。詳細は、「平成28年度健康診査のご案内」をご覧ください。「年に1度の健診を受けましょう！！」
問合せ先：村上市役所 保健医療課 tel53-2111(内262) 地区担当保健師 小林まで



協議会事務局：村上市瀬波上町4番1号(青少年ホーム内) 担当：高橋(村上市自治振興課瀬波地域担当)
【TEL】53-2005 【FAX】53-5557(青少年ホーム兼用)
【URL】<http://www.senami-machikyo.net> 【メール】info@senami-machikyo.net

町内（集落）支援助成金・瀬波まちづくり推進事業補助金制度の概要（平成28年度）

各町内（集落）支援助成金

事業項目	交付金額(円)
 <p>【地域交流支援事業（納涼祭・運動会など）】 納涼祭や運動会など、古くから存在する町内か新興住宅地であるかを問わずに、住民が世代を超えて交流を図ることのできる事業に対して助成金を交付し、瀬波地域の基礎となる町内単位でのコミュニティの創出を促進します。（写真は瀬波温泉区）</p>	年間1事業 30,000 年間で複数事業 40,000
 <p>【地域の茶の間支援事業（保健師等による健康講座が必須条件）】 地域の誰もが気軽に集まることで、ストレス解消や生きがいづくりにつながる「地域の茶の間」。この「地域の居場所」を大切にすることで住みよいまちづくりをめざします。また、瀬波地域では担当保健師との連携をバックアップすることで、地域と行政との「顔の見える関係づくり」につなげます。（写真は緑町一丁目）</p>	会員数10人以下 10,000 会員数11～20人 20,000 会員数21人以上 30,000
 <p>【環境美化運動支援事業】 各町内の環境美化運動に対して支援を行い、「自分たちのまちは自分たちの手できれいにする」ことで自然環境の保全への意識づけにつなげます。（写真は松原町三丁目）</p>	20,000
 <p>【左義長支援事業】 左義長は、小正月に子どもたちと火を囲みながら、その年に飾った門松やしめ縄などの正月飾りや書初めなどを燃やして一年の無病息災を祈る伝統行事。この伝統行事に子供から大人まで関わり、左義長の意味を考え、後世に伝えるきっかけづくりのために支援を行います。（写真は瀬波浜町）</p>	10,000
 <p>【地蔵様支援事業】（写真は瀬波新田町） 観光化されたお祭りや行事が多いなかで、各町内によって受け継がれてきた「地蔵様」は、子供たちが中心となって取組む大切な伝統行事。この「地蔵様」を支援することで、子供たちの自主性を育み、地域の伝統文化に直接的に関わる機会を確保することにつなげます。</p>	5,000
 <p>【百万遍支援事業】 無形民俗文化財にも指定されているところがある百万遍行事。瀬波地域にも残るこの行事が後世に伝えられ、また、地域住民が集い、大数珠を介して1つのことに取り組むことのできる年中行事として大切に伝えることを目的とします。（写真は瀬波中町）</p>	10,000

瀬波まちづくり推進事業

事業項目	補助率	交付限度額(円)
【まちづくり推進事業】 4年を超えてまちづくり活動に取り組む補助対象団体が、まちづくり活動の拡充を図るために行う事業や各種団体等が提案する新たな事業	10分の5	50,000
【これから一步事業】 これから主体的なまちづくり活動の第一歩を踏み出そうとしている団体が行う事業	1年目	10分の10 50,000
	2年目	10分の8 80,000
	3年目	10分の6 90,000

※補助対象経費の合計額に当該事業に応じた補助率により算定した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、算定した金額が限度額を超過する場合は限度額を交付。

【活動拠点賃借料助成】 瀬波地域まちづくり推進団体が、活動拠点を借地・借家する場合の借地借家料に対して50,000円を限度に助成。まちづくり推進事業・これから一步事業との合算可。	10分の10	50,000
---	--------	--------